

五十九 第63条《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(公益法人等に対する適用)</p> <p>63(1)-1措置法第63条第1項.....</p>	<p>(公益法人等に対する適用)</p> <p>63(1)-1同法第63条第1項.....</p>
<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>63(1)-2措置法第63条第2項第2号..... (注)措置法第62条の3第1項.....</p>	<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>63(1)-2同法第63条第2項第2号..... (注)同法第62条の3第1項.....</p>
<p>(転用未許可農地に係る権利)</p> <p>63(1)-7措置法第62条の3第2項第1号イ.....</p>	<p>(転用未許可農地に係る権利)</p> <p>63(1)-7同法第62条の3第2項第1号イ.....</p>
<p>(他の者から取得をした土地等の意義)</p> <p>63(1)-8 措置法第63条第2項第1号に規定する「土地等(他の者(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から取得をしたものに限る。)」とは、.....</p>	<p>(他の者から取得をした土地等の意義)</p> <p>63(1)-8 措置法第63条第2項第1号に規定する「土地等(他の者から取得をしたものに限る。)」とは、.....</p>
<p>(仲介報酬の分割払を受ける場合の重課の計算)</p> <p>63(1)-15 (1) (2) (1)の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)後に残金の支払を受ける事業年度 その残金の支払を受け</p>	<p>(仲介報酬の分割払を受ける場合の重課の計算)</p> <p>63(1)-15 (1) (2) その分割払を受ける金額のみでは短期重課対象報酬には該当しないが残金の支払額とを合計すれば短期重課対象報酬に該当する場合のその残金の</p>

る日を含む事業年度においてその報酬の全額の支払を受けるものとして計算した譲渡利益金額から当該(1)の事業年度において既に短期重課対象報酬に該当するため課税された譲渡利益金額(連結事業年度において措置法第68条の69の規定により課税された譲渡利益金額を含む。)に相当する金額を控除した残額を当該事業年度における当該報酬に係る譲渡利益金額とする。

- (3) その分割払を受ける金額のみでは短期重課対象報酬には該当しないが残金の支払額とを合計すれば短期重課対象報酬に該当する場合のその残金の支払を受ける事業年度 その残金の支払を受ける日を含む事業年度においてその報酬の全額の支払を受けるものとして計算した譲渡利益金額を当該事業年度における当該報酬に係る譲渡利益金額とする。

(土地類似株式等の判定)

63(1)-20 措置法令第38条の5第1項第2号イ(1)及び(2)に掲げる株式等(以下「土地類似株式等」という。)に該当するかどうかは、法人が株式(出資を含む。以下「株式等」という。)を同号口の規定に該当して譲渡をした時の現況により判定し、同号イ本文に規定する特殊関係株主等の有する株式等の割合が当該株式等の発行法人の発行済株式又は出資(当該発行法人が有する自己の株式等を除く。以下「発行済株式等」という。)の総数の100分の30以上である時において土地類似株式等に該当するかどうかは問わないものとする。この場合において、同一発行法人の株式等につき同一事業年度において譲渡が2回以上行われているとき(当該事業年度において譲渡をした株式等の数の合計が、当該発行法人の発行済株式等の総数の100分の5に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した数以上である場合に限る。)は、そのいずれかの譲渡の日の現況において、土地類似株式等に該当するかどうかにより判定するものとする。

(注)

支払を受ける事業年度及び(1)の場合に残金の支払を受ける事業年度 その残金の支払を受ける日を含む事業年度においてその報酬の全額の支払を受けるものとして譲渡利益金額を計算し、その計算した金額(1)の事業年度において既に短期重課対象報酬に該当するため課税された譲渡利益金額がある場合には、その金額を控除した残額)を当該事業年度における当該報酬に係る譲渡利益金額とする。

(土地類似株式等の判定)

63(1)-20 措置法令第38条の5第1項第2号イ(1)及び(2)に掲げる株式又は出資(以下「土地類似株式等」という。)に該当するかどうかは、法人が株式又は出資(以下「株式等」という。)を同号口の規定に該当して譲渡をした時の現況により判定し、同号イ本文に規定する特殊関係株主等の有する株式等の割合が当該株式等の発行法人の発行済株式の総数又は出資金額の100分の30以上である時において土地類似株式等に該当するかどうかは問わないものとする。この場合において、同一発行法人の株式等につき同一事業年度において譲渡が2回以上行われているとき(当該事業年度において譲渡をした株式等の数又は金額の合計が、当該発行法人の発行済株式の総数又は出資金額の100分の5に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した数又は金額以上である場合に限る。)は、そのいずれかの譲渡の日の現況において、土地類似株式等に該当するかどうかにより判定するものとする。

(注)

改 正 後	改 正 前
<p>(総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算)</p> <p>63(1)-21</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数}} \times \text{発行法人の発行済株式等の総数} + \text{発行法人が有する負債の金額(退職給与引当金及び賞与引当金の額を含む。)}$ <p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)</p> <p>63(2)-8</p> <p>.....63(1)-16により借地権の消滅時に取得したものとされる部分の土地(連結事業年度において連結措置法通達68の69(1)-15により取得したものとされる部分の土地を含む。以下63(2)-8において「旧借地権部分」という。).....措置法令第38条の4第4項第1号.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p> <p>(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)</p> <p>63(2)-9</p> <p>.....63(1)-17により取得したものとされる底地(連結事業年度において連結措置法通達68の69(1)-16により取得したものとされる部分の土地を含む。以下63(2)-9において「旧底地部分」という。).....措置法令第38条の4第4項第1号.....</p> <p>(1)</p>	<p>(総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算)</p> <p>63(1)-21</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数等}} \times \text{発行法人の発行済株式の総数等} + \text{発行法人が有する負債の金額(退職給与引当金及び賞与引当金の額を含む。)}$ <p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)</p> <p>63(2)-8</p> <p>.....63(1)-16により借地権の消滅時に取得したものとされる部分の土地(以下63(2)-8において「旧借地権部分」という。).....同令第38条の4第4項第1号.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p> <p>(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)</p> <p>63(2)-9</p> <p>.....63(1)-17により取得したものとされる底地(以下63(2)-9において「旧底地部分」という。).....同令第38条の4第4項第1号.....</p> <p>(1)</p>

(2)

(注)

(延払基準を適用した場合の譲渡利益金額の計算)

63(2)－11当該土地等の譲渡のあった日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において延払基準の方法による経理をしている場合には、.....

(算式)

譲渡の日を含む事業年度(注)において延払基準の方法による経理をしていないものとした場合における措置法第63条第2項第2号の規定を適用して計算した譲渡利益金額 × 令第124条第2項に規定する賦払金割合

(注) その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。

(圧縮記帳に係る引当金等がある土地等の帳簿価額)

63(3)－1 法人が譲渡した土地等について圧縮記帳に係る引当金又は積立金を有している場合には、当該譲渡をした土地等に係る措置法令第38条の5第3項の規定により準用される措置法令第38条の4第6項第1号イに掲げる譲渡直前の帳簿価額は、その土地等の帳簿価額として記帳されている金額から当該引当金又は積立金の額を控除した後の金額によるものとする。

(注) この取扱いにより譲渡直前の帳簿価額から控除する引当金又は積立金の額は、その繰入れ又は積立てをした事業年度の所得の金額(その事業年度

(2)

(注)

(延払基準を適用した場合の譲渡利益金額の計算)

63(2)－11当該土地等の譲渡のあった日を含む事業年度において延払基準の方法による経理をしている場合には、.....

(算式)

譲渡の日を含む事業年度において延払基準の方法による経理をしていないものとした場合における措置法第63条第2項第2号の規定を適用して計算した譲渡利益金額 × 令第124条第2項に規定する賦払金割合

(圧縮記帳に係る引当金等がある土地等の帳簿価額)

63(3)－1 法人が譲渡した土地等について圧縮記帳に係る引当金又は積立金を有している場合には、当該譲渡をした土地等に係る措置法令第38条の5第3項の規定により準用される同令第38条の4第5項第1号イに掲げる譲渡直前の帳簿価額は、その土地等の帳簿価額として記帳されている金額から当該引当金又は積立金の額(その繰入れ又は積立てをした事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額によるものとし、その後の事業年度においてこれらの金額を取り崩して基本通達4－1－2の(2)の取扱いにより益金の額に算入している場合においても、その取崩しはなかったものとした金額による。)を控除した後の金額によるものとする。

改 正 後	改 正 前
<p><u>が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額)の計算上損金の額に算入された金額によるものとし、その後の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)においてこれらの金額を取り崩して基本通達4-1-2の(2)又は連結基本通達4-1-2の(2)の取扱いにより益金の額に算入している場合においても、その取崩しはなかったものとした金額によることに留意する。</u></p> <p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>63(3)-263(2)-8に定める旧借地権部分及び旧底地部分(連結措置法通達68の69(2)-8に定める旧借地権部分及び旧底地部分を含む。以下63(3)-2において同じ。)に係る措置法令第38条の5第3項の規定により準用される措置法令第38条の4第6項第1号イからニまでに掲げる金額は、..... (1) (2)</p> <p>(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>63(3)-363(2)-9に定める旧底地部分及び旧借地権部分(連結措置法通達68の69(2)-9に定める旧底地部分及び旧借地権部分を含む。以下63(3)-3において同じ。)に係る措置法令第38条の5第3項の規定により準用される措置法令第38条の4第6項第1号イからニまでに掲げる金額は、..... </p>	<p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>63(3)-263(2)-8に定める旧借地権部分及び旧底地部分に係る措置法令第38条の5第3項の規定により準用される措置法令第38条の4第5項第1号イからニまでに掲げる金額は、..... (1) (2)</p> <p>(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>63(3)-363(2)-9に定める旧底地部分及び旧借地権部分に係る措置法令第38条の5第3項の規定により準用される措置法令第38条の4第5項第1号イからニまでに掲げる金額は、..... </p>

- (1)
- (2)

(異なる取得価額の土地から成る一団の宅地の一部を譲渡した場合の原価の額の計算)

63(3)－4 法人が、一団の宅地に属する土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡に係る措置法令第38条の5第3項の規定により準用される措置法令第38条の4第6項第1号イの譲渡直前の帳簿価額又は同号ハの当該賃借権の設定等直前の帳簿価額については、基本通達2－2－2に定めるところによる。この場合において、これらの帳簿価額の計算の基礎となる「工事原価の見積額」のうち各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)に支出した利子の額が含まれている場合には、その額を控除して計算することに留意する。

- (注)1
- 2

(仲介行為者が2以上である場合の原価の額の計算)

63(3)－5
.....措置法令第38条の4第6項第1号ホ.....

(造成費の支出がある場合の譲渡土地等の帳簿価額の累計額の計算)

63(4)－1措置法令第38条の4第7項第1号ロ又はハ.....
.....

(期末帳簿価額についての見積計算の不適用)

63(4)－2措置法令第38条の4第7項第1号ロ(1).....
...、当該土地等につき各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する

- (1)
- (2)

(異なる取得価額の土地から成る一団の宅地の一部を譲渡した場合の原価の額の計算)

63(3)－4 法人が、一団の宅地に属する土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡に係る措置法令第38条の5第3項の規定により準用される同令第38条の4第5項第1号イの譲渡直前の帳簿価額又は同号ハの当該行為直前の帳簿価額については、基本通達2－2－2に定めるところによる。この場合において、これらの帳簿価額の計算の基礎となる「工事原価の見積額」のうち各事業年度に支出した利子の額が含まれている場合には、その額を控除して計算することに留意する。

- (注)1
- 2

(仲介行為者が2以上である場合の原価の額の計算)

63(3)－5
.....措置法令第38条の4第5項第1号ホ.....

(造成費の支出がある場合の譲渡土地等の帳簿価額の累計額の計算)

63(4)－1同令第38条の4第6項第1号ロ又はハ.....
.....

(期末帳簿価額についての見積計算の不適用)

63(4)－2同令第38条の4第6項第1号ロ(1).....、
当該土地等につき支出した金額(各事業年度に支出した利子の額以外の金額

改 正 後	改 正 前
<p>場合には、当該連結事業年度)に支出した利子の額以外の金額で土地等の取得価額に算入すべき金額によるものとする。</p> <p>(注)1</p> <p>2</p> <p>(一団の宅地に属する土地等についての帳簿価額の累計額の計算)</p> <p>63(4)－ 4</p> <p>(1) 当該譲渡をした日を含む事業年度の直前の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)終了の日までの期間につき.....</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p> <p>(概算法による場合の譲渡経費)</p> <p>63(4)－ 5</p> <p>.....措置法令第38条の4第7項.....</p> <p>(仲介行為の場合における保有期間)</p> <p>63(4)－ 6</p> <p>.....措置法令第38条の4第7項第1号.....</p> <p>(売主及び買主の双方から報酬を受ける場合の概算法による経費の計算)</p> <p>63(4)－ 7</p>	<p>で土地等の取得価額に算入すべきものに限る。)によるものとする。</p> <p>(注)1</p> <p>2</p> <p>(一団の宅地に属する土地等についての帳簿価額の累計額の計算)</p> <p>63(4)－ 4</p> <p>(1) 当該譲渡をした日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日までの期間につき.....</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p> <p>(概算法による場合の譲渡経費)</p> <p>63(4)－ 5</p> <p>.....同令第38条の4第6項.....</p> <p>(仲介行為の場合における保有期間)</p> <p>63(4)－ 6</p> <p>.....同令第38条の4第6項第1号.....</p> <p>(売主及び買主の双方から報酬を受ける場合の概算法による経費の計算)</p> <p>63(4)－ 7</p>

.....一の仲介行為があったものとして措置法令第38条の5第3項の規定により準用される措置法令第38条の4第4項第1号に規定する仲介取引額に措置法令第38条の5第4項の規定により読み替えて準用される措置法令第38条の4第7項各号に規定する割合.....

.....

(実額配賦法による場合の経費の範囲)

63(4)－8措置法令第38条の4第7項第2号.....措置法令第38条の4第9項.....ただし、短期所有土地等の譲渡に係る未収金の貸倒損、当該短期所有土地等の災害等による異常損失で原価外で処理したもの等当該短期所有土地等に係る損失の額は、その発生した事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)における販売費及び一般管理費とする。

(引当金)

63(4)－10

(注) 当該事業年度において支出した退職給与の額は、法人税法等の一部を改正する法律(平成14年法律第79号)附則第8条第2項から第4項までの規定による当該事業年度の退職給与引当金勘定の取崩しに係る益金算入額を控除した金額(当該金額がマイナスとなる場合には、ゼロとする。)による。

(所得計算上損金の額に算入されない費用)

63(4)－12

.....措置法令第38条の4第9項.....

(注) 交際費等の損金不算入額又は寄附金の損金算入限度超過額のうち土地等の帳簿価額に含まれている金額は、当該事業年度.....

.....一の仲介行為があったものとして措置法令第38条の5第4項の規定により準用される同令第38条の4第4項第1号に規定する仲介取引額に同令第38条の5第4項の規定により読み替えて準用される同令第38条の4第6項各号に規定する割合.....

.....

(実額配賦法による場合の経費の範囲)

63(4)－8同令第38条の4第6項第2号.....同令第38条の4第8項.....ただし、短期所有土地等の譲渡に係る未収金の貸倒損、当該短期所有土地等の災害等による異常損失で原価外で処理したもの等当該短期所有土地等に係る損失の額は、その発生した事業年度における販売費及び一般管理費とする。

(引当金)

63(4)－10

(注) 退職給与引当金については、まず当該事業年度において支出した退職給与の額と取崩しに係る益金算入額とを相殺し、なお益金算入額に残額がある場合には、その残額を繰入額から控除した金額による。

(所得計算上損金の額に算入されない費用)

63(4)－12

.....同令第38条の4第8項.....

(注) 交際費等の損金不算入額又は寄附金の損金算入限度超過額のうち土地等の帳簿価額に含まれている金額は当該事業年度.....

改 正 後

(実額配賦法による場合の支払利子の計算方法)

63(4)-17

(算式)

$$\text{当該事業年度における支払利子の合計額} \times \frac{C \text{ 又は } D}{(A + B) \times 1 / 2 + C \text{ の合計額} + D \text{ の合計額}}$$

A = 当該事業年度の直前事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の終了の日における総資産の帳簿価額から同日における土地等の帳簿価額を控除した金額

B = 当該事業年度終了の日における総資産の帳簿価額から同日における土地等の帳簿価額を控除した金額

C = 当該事業年度中に譲渡した個々の土地等の譲渡原価に当該個々の土地等の当該事業年度における保有期間の月数を乗じ、これを当該事業年度の月数で除して得た金額

D = 当該事業年度終了の日において有する個々の土地等の同日における帳簿価額に当該個々の土地等の当該事業年度における保有期間の月数を乗じ、これを当該事業年度の月数で除して得た金額

(更正決定の場合の経費の計算方法)

63(4)-19

(1)

(2)

(注)1 法人の各事業年度の所得の金額(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額)の計算の基礎となった費用の額.....

2

改 正 前

(実額配賦法による場合の支払利子の計算方法)

63(4)-17

(算式)

$$\text{当該事業年度における支払利子の合計額} \times \frac{C \text{ 又は } D}{(A + B) \times 1 / 2 + C \text{ の合計額} + D \text{ の合計額}}$$

A = 当該事業年度の直前事業年度の終了の日における総資産の帳簿価額から同日における土地等の帳簿価額を控除した金額

B = 当該事業年度終了の日における総資産の帳簿価額から同日における土地等の帳簿価額を控除した金額

C = 当該事業年度中に譲渡した個々の土地等の譲渡原価に当該個々の土地等の当該事業年度における保有期間の月数を乗じ、これを当該事業年度の月数で除して得た金額

D = 当該事業年度終了の日において有する個々の土地等の同日における帳簿価額に当該個々の土地等の当該事業年度における保有期間の月数を乗じ、これを当該事業年度の月数で除して得た金額

(更正決定の場合の経費の計算方法)

63(4)-19

(1)

(2)

(注)1 法人の各事業年度の所得の金額の計算の基礎となった費用の額.....

2

(いわゆる売建方式による場合の土地の引渡しの時期)

63(5)－4の2

.....この場合において、そのいずれか早い日を含む事業年度の期間内に.....

(1,000平方メートル未満の優良宅地等の適正価格の判定)

63(5)－14

(1)

(2)

(注) (同法第27条の7第1項.....

(3)

(措置法第63条の除外規定の適用と第62条の3の規定の適用との関係)

63(5)－17

.....措置法第62条の3第2項第1号イ.....

(縄伸び等により収益の額に異動が生じた場合の調整)

63(6)－3

.....その譲渡の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「譲渡事業年度」という。).....

(注) 当該確定のあった日を含む事業年度の翌事業年度において法第71条の規定による中間申告をする場合の中間納付額(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第81条の19の規定による連結中間申告をする場合の連結中間納付額)又は当該確定のあった日を含む事業年度を法第80条第

(いわゆる売建方式による場合の土地の引渡しの時期)

63(5)－4の2

.....この場合において、そのいずれか早い日の属する事業年度の期間内に.....

(1,000平方メートル未満の優良宅地等の適正価格の判定)

63(5)－14

(1)

(2)

(注) (第27条の7第1項.....

(3)

(措置法第63条の除外規定の適用と第62条の3の規定の適用との関係)

63(5)－17

.....同法第62条の3第2項第1号イ.....

(縄伸び等により収益の額に異動が生じた場合の調整)

63(6)－3

.....その譲渡の日を含む事業年度(以下「譲渡事業年度」という。).....

(注) 当該確定のあった日を含む事業年度の翌事業年度において法第71条の規定による中間申告をする場合の中間納付額又は当該確定のあった日を含む事業年度を法第81条第1項に規定する還付所得事業年度として同項の規定による還付請求をする場合.....

改 正 後	改 正 前
<p><u>1項に規定する還付所得事業年度として同項の規定による還付請求をする場合</u>.....</p> <p>(見積った原価の額が増加した場合等の調整)</p> <p>63(6)－4 法人が譲渡事業年度において土地等の原価の額が確定しないため原価の額を見積って譲渡利益金額の計算をした場合(当該譲渡事業年度が基本通達2-2-2の(1)に定める事業年度又は連結基本通達2-2-2の(1)に定める連結事業年度である場合を除く。)において、.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>(契約の解除があった場合の更正の請求)</p> <p>63(6)－5</p> <p>.....、<u>譲渡事業年度の当該譲渡に係る土地譲渡利益金額</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>63(6)－6 法人の有する一筆の土地等のうちに、措置法令第38条の5第23項の規定により準用される措置法令第38条の4第31項第2号から第6号まで.....</p> <p>.....</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>63(6)－7 法人の有する土地等が措置法令第38条の5第23項の規定により準用される措置法令第38条の4第31項第3号から第6号までの規定(措置法令第</p>	<p>(見積った原価の額が増加した場合等の調整)</p> <p>63(6)－4 法人が当該事業年度において譲渡をした土地等の原価の額が確定しないため原価の額を見積って譲渡利益金額の計算をした場合(当該事業年度が基本通達2-2-2の(1)に定める事業年度である場合を除く。)において、.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>(契約の解除があった場合の更正の請求)</p> <p>63(6)－5</p> <p>.....、<u>当該譲渡をした事業年度の当該譲渡に係る土地譲渡利益金額</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>63(6)－6 法人の有する一筆の土地等のうちに、措置法令第38条の5第23項の規定により読み替えて準用される措置法令第38条の4第29項第2号から第5号まで.....</p> <p>.....</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>63(6)－7 法人の有する土地等が措置法令第38条の5第23項の規定により読み替えて準用される措置法令第38条の4第29項第3号から第5号までの規定の</p>

39条の97第12項第2号に係るものを除く。）の適用.....

(取得日の異なる土地等がある場合の区分)

63(6)－8 **法人の有する土地等が措置法令第38条の5第23項の規定により準用される措置法令第38条の4第31項第3号から第6号までの規定（措置法令第39条の97第12項第2号に係るものを除く。）の適用**.....

(注)

(譲渡利益金額から控除する損金算入額)

63(6)－9

.....**措置法第62条の3第9項**.....

適用.....

(取得日の異なる土地等がある場合の区分)

63(6)－8 **法人の有する土地等が措置法令第38条の5第23項の規定により読み替えて準用される措置法令第38条の4第29項第3号から第5号までの規定の適用**.....

(注)

(譲渡利益金額から控除する損金算入額)

63(6)－9

.....**同法第62条の3第9項**.....

六十 第64条～第65条の2《収用等の場合の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(対価補償金とその他の補償金との区分)</p> <p>64(2)－1清算金の額（措置法第64条第2項.....譲渡（措置法第64条第2項.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(伐採立竹木の損失補償金と売却代金とがある場合の損失補償金に係る帳簿価額の計算)</p> <p>64(2)－14</p>	<p>(対価補償金とその他の補償金との区分)</p> <p>64(2)－1清算金の額（同法第64条第2項.....譲渡（同法第64条第2項.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(伐採立竹木の損失補償金と売却代金とがある場合の損失補償金に係る帳簿価額の計算)</p> <p>64(2)－14</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....控除した金額（当該金額がマイナスとなる場合には、ゼロとする。）とする。</p> <p>（土地等の使用に伴う損失の補償金等を対価補償金とみなす場合）</p> <p>64(2)－16</p> <p>.....措置法令第39条第13項.....</p> <p>（取壊し又は除去をしなければならない資産の損失に対する補償金）</p> <p>64(2)－18</p> <p>.....措置法令第39条第13項第2号.....</p> <p>（換地処分等に伴う損失補償金）</p> <p>64(2)－19</p> <p>.....措置法令第39条第13項.....措置法第64条第2項第2号.....</p> <p>（発生資材等の売却代金）</p> <p>64(2)－20</p> <p>.....措置法令第39条第13項第2号.....</p> <p>（権利変換により借家権を取得しない場合の補償金）</p> <p>64(2)－22</p> <p>(1)</p> <p>(2)措置法令第39条第6項各号.....</p>	<p>.....控除した金額（当該金額がマイナスとなる場合は0とする。）とする。</p> <p>（土地等の使用に伴う損失の補償金等を対価補償金とみなす場合）</p> <p>64(2)－16</p> <p>.....措置法令第39条第10項.....</p> <p>（取壊し又は除去をしなければならない資産の損失に対する補償金）</p> <p>64(2)－18</p> <p>.....措置法令第39条第10項第2号.....</p> <p>（換地処分等に伴う損失補償金）</p> <p>64(2)－19</p> <p>.....措置法令第39条第10項.....同法第64条第2項第2号.....</p> <p>（発生資材等の売却代金）</p> <p>64(2)－20</p> <p>.....措置法令第39条第10項第2号.....</p> <p>（権利変換により借家権を取得しない場合の補償金）</p> <p>64(2)－22</p> <p>(1)</p> <p>(2)措置法令第39条第5項各号.....</p>

(代替資産とすることができる事業用固定資産の判定)

64(3)-3 措置法令第39条第4項の規定により、取得資産を代替資産とすることができるかどうかは、.....、当該取得資産をその取得の日以後1年を経過した日(当該取得の日を含む事業年度分の確定申告期限がこれより後に到来する場合には、当該期限).....

(代替資産の先行取得期間)

64(3)-6
..... (措置法に規定する特別償却(措置法第46条、第46条の2第1項、第68条の30及び第68条の31第1項の規定によるものを除く。))の規定、
.....

$$\frac{\text{当該代替資産を取得した事業年度(注)において圧縮記帳をしたものと仮定した場合の帳簿価額}}{\text{当該代替資産について圧縮記帳をする時の直前の帳簿価額}} \times \text{当該代替資産の取得価額}$$

(注) その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。

(取壊し等が遅れる場合の圧縮記帳の計算の調整)

64(3)-8 法人が収用等をされた資産の全部又は一部を当該収用等があった日を含む事業年度後の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下64(3)-8において「事業年度等」という。)において取壊し等をする事としてしている場合における措置法第64条若しくは第65条の規定による圧縮記帳又は措置法第65条の2の規定による5,000万円損金算入の特例の適用については、.....この場合においてその確定額が見積額と異なることとなったときは、その確定した日を含む事業年度

(代替資産とすることができる事業用固定資産の判定)

64(3)-3 措置法令第39条第4項の規定により、代替資産とすることができる資産が事業の用に供する資産であるかどうかは、.....、当該取得資産をその取得の日以後1年を経過した日(当該取得の日の属する事業年度分の確定申告期限がこれより後に到来する場合には、当該期限).....

(代替資産の先行取得期間)

64(3)-6
..... (措置法に規定する特別償却(第46条及び第46条の2第1項の規定によるものを除く。))の規定、.....

$$\frac{\text{当該代替資産を取得した事業年度において圧縮記帳をしたものと仮定した場合の帳簿価額}}{\text{当該代替資産について圧縮記帳をする時の直前の帳簿価額}} \times \text{当該代替資産の取得価額}$$

(取壊し等が遅れる場合の圧縮記帳の計算の調整)

64(3)-8 法人が収用等をされた資産の全部又は一部を当該収用等があった日を含む事業年度後の事業年度において取壊し等をする事としてしている場合における措置法第64条若しくは第65条の規定による圧縮記帳又は5,000万円損金算入の特例の適用については、.....この場合においてその確定額が見積額と異なることとなったときは、その確定した日を含む事業年度において、次により調整する。

改 正 後	改 正 前
<p>等において、次により調整する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用)</p> <p>64(3)－9の2 法人が、長期特別勘定の金額を有している場合において、やむを得ない事情により、当該長期特別勘定に係る指定期間内にその取得をする見込みでいた資産(以下64(3)－9の2において「取得見込資産」という。)の全部又は一部を取得することが困難となったため、当該取得見込資産以外の資産を代替資産とすることにつき当該事業年度終了の日又は適格分社型分割等の日の前日までに所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長)に申し出て、その確認を受けたときは、当該資産を当該長期特別勘定に係る代替資産として<u>措置法第64条の2第7項又は第8項の規定を適用することができるものとする。</u></p> <p>(注) 本文の長期特別勘定とは、次に掲げるものをいう(以下64(3)－15において同じ。)</p> <p>1 <u>措置法令第39条第15項各号に規定する日を末日とする指定期間内に代替資産を取得する見込みであるとして措置法第64条の2第1項の規定により設けている特別勘定(同条第6項の規定により合併法人等が設けているとみなされたものを含む。)</u></p>	<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用)</p> <p>64(3)－9の2 法人が、長期特別勘定(措置法令第39条第11項各号に規定する日を末日とする指定期間内に代替資産を取得する見込みであるとして措置法第64条の2第1項の規定により設けている特別勘定をいい、同条第6項の規定により合併法人等が設けているとみなされたものを含む。以下64(3)－9の2及び64(3)－15において同じ。)の金額を有している場合において、やむを得ない事情により、当該長期特別勘定に係る指定期間内にその取得をする見込みでいた資産(以下64(3)－9の2において「取得見込資産」という。)の全部又は一部を取得することが困難となったため、当該取得見込資産以外の資産を代替資産とすることにつき当該事業年度終了の日又は適格分社型分割等の日の前日までに所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長)に申し出て、その確認を受けたときは、当該資産を当該長期特別勘定に係る代替資産として<u>同条第7項又は第8項の規定を適用することができるものとする。</u></p>

2 措置法令第39条の99第5項各号に規定する日を末日とする指定期間内に代替資産を取得する見込みであるとして措置法第68条の71第1項の規定により設けている特別勘定（同条第7項の規定により合併法人等が設けているとみなされたものを含む。）

（取壊し等が遅れる場合の特別勘定の計算）

64(3)－10 法人が収用等をされた資産の全部又は一部を当該収用等があった日を含む事業年度後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において取壊し等を行うこととしている場合……

（特別勘定に経理した後に資産の取壊し等をした場合の調整）

64(3)－11 資産の対価補償金について措置法第64条の2第1項の規定により特別勘定に経理した事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、措置法第68条の71第1項の規定により特別勘定に経理した当該連結事業年度）後の事業年度において、次の事実があった場合の特別勘定の計算は次によるものとする。

- (1) ……………
- (2) ……………
……………措置法第64条の2第11項各号……………
- (3) ……………

（棚卸資産の圧縮記帳等）

64(3)－12 ……………
……………措置法第65条（同条第3項を除く。）……………
……………

（取壊し等が遅れる場合の特別勘定の計算）

64(3)－10 法人が収用等をされた資産の全部又は一部を当該収用等があった日を含む事業年度後の事業年度において取壊し等を行うこととしている場合……

（特別勘定に経理した後に資産の取壊し等をした場合の調整）

64(3)－11 資産の対価補償金について特別勘定に経理した事業年度後の事業年度において、次の事実があった場合の特別勘定の計算は次によるものとする。

- (1) ……………
- (2) ……………
……………措置法第64条の2第10項各号……………
- (3) ……………

（棚卸資産の圧縮記帳等）

64(3)－12 ……………
……………第65条（第3項を除く。）……………
……………

改 正 後

(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)

64(3)-14

.....措置法第64条第1項(同法第64条の2第7項.....

又は第64条第8項(同法第64条の2第8項.....措置法に規定する特別償却(措置法第46条及び第46条の2第1項.....

(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)

64(3)-19 措置法第64条の2第10項に規定する特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかは、その特別勘定の対象となる譲渡した資産のそれぞれの特別勘定の金額ごとに判定することに留意する。

(収用証明書の区分一覧表)

64(4)-1

別表1 収用証明書の区分一覧表

区	分	内	容	発	行	者	根	拠	条	項	備	考

(廃止)

改 正 前

(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)

64(3)-14

.....措置法第64条第1項(第64条の2第7項.....又は

第64条第8項(第64条の2第8項.....措置法に規定する特別償却(第46条及び第46条の2第1項.....

(新設)

(収用証明書の区分一覧表)

64(4)-1

別表1 収用証明書の区分一覧表

区	分	内	容	発	行	者	根	拠	条	項	備	考

： ⑬ 地方公 当該資産が左 当該資産の買 措置法64
 共団体又 に掲げる施設 取りをする者 条1項、
 は新エネ に関する事業 (代行買収の 65条1項
 ルギー・ に必要なもの 場合において 1号
 産業技術 として収用す は、事業施行 措置法規
 総合開発 ることができ 者) 則14条7
 機構が臨 る資産に該当 項3号イ

⑬
⑭ 港湾法 による港 湾施設又 は漁港漁 場整備法 による漁 港施設 (第10号)

時石炭鉱 害復旧法 によって 行う客土 事業又は 復旧工事 の施行に 伴い設置 する用排 水機若し くは地下 水源の利 用に關す る設備 (第6号 の2)	する旨の証明 (代行買収(③ の「備考」欄の 2参照)の 場合にあつて は、当該代行 買収を行う者 の名称及び所 在地の記載が あるもの)			
⑭
⑮ 港湾法 による港 湾施設又 は漁港法 による漁 港施設 (第10号)

改正後				
⑮
⑯
⑰
⑱	気象、 海象、地 象又は洪 水その他 これに類 する現象
⑲

⑳ (1) (2) 沖縄振 興特別措 置法第3 条第3号 に規定す
---	-------	-------	-------	--

改正前				
⑮
⑰
⑱
⑲	気象、 海象、地 象又はこ う水その 他これに 類する現 象.....
⑲の2

⑳ (1) (2) 沖縄振 興開発特 別措置法 第2条第 2項に規
---	-------	-------	-------	--

					る離島
					(3)
					(4)
~~~~~					
	②⑥ .....	.....	.....	.....	.....
	(イ) .....				
	(ロ) .....				
	(ハ) .....				
	(ニ) 国又は地方公共団体の設置に係る看護師養成所及び准看護師養成所				
~~~~~					
	③⑩その他 の廃棄物の処

					定する離島
					(3)
					(4)
~~~~~					
	②⑥ .....	.....	.....	.....	.....
	(イ) .....				
	(ロ) .....				
	(ハ) .....				
	(ニ) 国又は地方公共団体の設置に係る看護師養成所及び准看護師養成所				
~~~~~					
	③⑩その他 の廃棄物の処

改 正 後					改 正 前				
	理 施 設 (廃棄物 の 処 分 (再生を 含む。) に 係 る も の に 限 る 。)					理 施 設 (廃棄物 の 処 分 に 係 る も の に 限 る 。)			
<u>62の2</u> マンション	(イ)又は(ロ)に	マンション建	措置法65						
の建替えの円滑化	掲げる資産に	替事業の施行	条1項6						
等に関する法律に	該当する資産	者	号						
規定するマンショ	である旨の証		措置法規						
ン建替事業が施行	明		則22条の						
された場合におい			2 4項						
て、その権利変換			3号						
に係る資産が次に									
掲げる資産である									
とき									
(イ) 施行再建マン									
ションに関する									
権利を取得する									
権利又は当該施									
						(新 設)			

行再建マンションに係る敷地利用権が与えられるように定められた資産

(□) 施行再建マンションの建築工事の完了に伴い、施行再建マンションに関する権利を取得することとなった場合における施行再建マンションに関する権利を取得する権利又は当該施行再建マンションに係る敷地利用権

(代行買収の要件)

64(4)－2 措置法第64条第1項の規定の適用に当たって、措置法規則第14条第7項第2号から第4号の3まで又は第4号の5から第5号までの規定……………

(1) ……………

(代行買収の要件)

64(4)－2 措置法規則第14条第7項第2号から第4号の3まで又は第4号の5から第5号までの規定……………

(1) ……………

改 正 後	改 正 前
<p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(事業施行者以外の者が支払う漁業補償等)</p> <p>64(4)－ 2 の 2</p> <p>.....補償金又は対価が同項の適用対象となる措置法規則第14条第7項第 8 号に規定する補償金又は対価に該当するかどうかは、</p> <p>...</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(証明の対象となる資産の範囲)</p> <p>64(4)－ 3 <u>買取りの対象となった資産が措置法第64条第 1 項の適用対象となる措置法規則第14条第 7 項第 3 号イに規定する「事業に必要なものとして収用又は使用することができる資産」に該当するかどうかは、</u></p> <p><u>買取りの対象となった資産が措置法第64条第 1 項の適用対象となる措置法規則第14条第 7 項第 5 号に規定する「土地収用法第 3 条各号の一に該当するもの.....に関する事業」に必要な資産であり、</u></p> <p>(関連事業に係る収用証明書の記載事項)</p> <p>64(4)－ 4収用等のあった日を含む事業年度分の確定申告書等に、</p>	<p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(事業施行者以外の者が支払う漁業補償等)</p> <p>64(4)－ 2 の 2</p> <p>.....補償金又は対価が措置法規則第14条第 7 項第 8 号に規定する補償金又は対価に該当するかどうかは、</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(証明の対象となる資産の範囲)</p> <p>64(4)－ 3 <u>措置法規則第14条第 7 項第 3 号の規定を適用する場合において、買取りの対象となった資産が、同号イに規定する事業に必要なものとして収用又は使用することができる資産に該当するかどうかは、</u></p> <p><u>同項第 5 号の規定を適用するに当たり、買取りの対象となった資産が土地収用法第 3 条各号の一に該当するものに関する事業に必要な資産であり、 ...</u></p> <p>.....</p> <p>(関連事業に係る収用証明書の記載事項)</p> <p>64(4)－ 4収用等のあった日の属する事業年度分の確定申告書等に、</p>